

旭区寄り添い型生活支援事業業務委託仕様書

本仕様書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和8年度旭区寄り添い型生活支援事業業務委託

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

横浜市旭区内

4 概要

養育環境等に課題を抱える児童等に対して、当該児童が安心して過ごせる生活の場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、進路等の相談支援、簡単な調理支援等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的として実施する。

本事業では、主に支援施設において、旭区内に居所を有し、養育環境等に課題がある世帯の児童とその保護者を対象に、生活指導による日常生活習慣の改善や、学習支援による学習習慣定着を図るなど、個々の状況に応じた支援を「横浜市寄り添い型生活支援事業実施要綱」及び「旭区寄り添い型生活支援事業実施要綱」（以下「区要綱」という。）に基づき実施する。

5 事業の対象者及び利用者

本事業の対象者は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要である、食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童など、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者とし、本事業による支援の提供を受ける者（以下「利用者」という。）は、対象者のうち旭福祉保健センター長（以下「センター長」という。）が本事業の利用を承認した者とする。

6 委託業務内容

（1）実施場所

ア 支援施設

（ア）受託者は、あらかじめ区役所（以下「区」という。）と協議の上、事業実施に必要な機能（部屋設備（居間・多目的室・事務室・台所・浴室・便所・洗面所・洗濯機置場など）、良好な衛生環境・安全性、利用者のプライバシー保護等の環境）を備えた施設を確保する。なお、施設の確保及び継続的な利用に係る経費は受託者の負担とする。

（イ）本事業の受託者が変更となった場合は、区と調整の上、次の受託者が円滑に当該支援施設を

使用できるように配慮しなければならない。また、不動産を契約解除するにあたり経費等が発生する場合は、受託者の負担とする。

イ 家庭訪問等

受託者は、あらかじめ区と協議のうえ、利用者の居所等で個別相談を行うことができる。

(2) 職員配置

ア 受託者は、本事業のために次に示す職員を配置する。職員は事業目的を理解し、健全な心身を有し豊かな人間性と倫理観を備え、子どもの支援について熱意がある等、適性のある者でなければならない。配置する各職種の主な業務内容は区要綱第11条別表第2の通りとする。原則、身体介助時は同性の職員が対応すること（トイレ、入浴は必須）とする。

(ア) 統括責任者（常勤）：1名

(イ) 生活支援スタッフ（常時配置、専任）：1名以上

(ウ) 生活支援アシスタント：生活支援の実施時間中に2名以上の職員（直接利用児童の処遇に当たっている者）配置を維持するために必要な人数

イ 施設内の支援において、生活支援の実施時間中は、2名以上の職員（直接利用児童の処遇に当たっている者）を必ず配置する。職員の内訳について、以下の(ア)(イ)に該当する者を1名以上配置すること。

(ア) 上記6(2)アの(ア)又は(イ)の職員

(イ) 児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法（昭和24年法律第147条。）第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者。ただし、上記6(2)イ(ア)の職員が前述の内容を満たす場合、兼ねることができる。

ウ 受託者は、職員の配置にあたっては、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者や児童に関するわいせつ等不適切な事由により解雇あるいは懲戒処分をされたことがある者など、事業を実施する上で不適切な者を事業に従事させてはならない。

エ 受託者は本事業に従事する職員に寄り添い型生活支援事業従事職員誓約書（区要綱第8号様式）に必要事項を記載させ、統括責任者に提出させる。

オ 受託者は、配置した職員の氏名等を旭区寄り添い型生活支援事業従事職員（変更）届出書（区要綱第9号様式）により遅滞なくセンター長に報告する。職員に変更が生じた場合も同様とする。

カ 本事業に従事する者は、その職務を遂行するにあたっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。その職務に従事しなくなった後も同様とする。

(3) 支援内容

ア 受託者は、次に示す支援を計画的に利用者に提供する。支援の提供にあたっては、区及び小・中学校等の関係機関と連携して実施するものとし、必要に応じて支援内容を見直すなど、利用者の状況に応じた適切な支援を行う。さらに、利用が減らないようにするためのサポートや利用促進を行う。

(ア) 日常生活習慣等を身に付けるための支援

手洗い、歯磨き、清掃、整理整頓、買い物、食事の準備・片付け、入浴、洗濯など、利用者が基本的な生活習慣を身に付けるための支援を行う。

(イ) 安心・安全な居場所の提供

利用者が安心して過ごすことができる環境の整備や見守り、相談などの支援を行う。

(イ) 学校の勉強の復習、宿題等の習慣づけ及び基礎的な学び直し

学習の場を提供するとともに、利用者が学習習慣を身に付けるための支援を行う。

(エ) 課外活動の提供

放課後の運営時間だけでは体験できない外出を伴う活動を行う。全ての利用児童が年1回以上参加できる機会を設けること。

(オ) 支援施設への通所が困難な児童に対し送迎

車や公共交通機関等を活用し、来所又は帰宅に困難を抱える児童の送迎を行う。

(カ) その他、センター長が必要と認める支援

イ 受託者は、必要に応じて利用者と支援に係る個別相談を行い、利用者の状態や世帯の状況を把握するとともに、発生・判明した課題等の解決に努める。

(4) 送迎

遠方の地域に居住する児童や小学校低学年の児童、その他センター長が必要と認める児童など支援施設への通所が困難な児童に対し、徒歩、公共交通機関又は車両による送迎を実施する。車両による送迎の実施においては、「寄り添い型生活支援事業 車両送迎に係る実施要領」を遵守する。送迎を実施する際には、常に職員体制が2名以上になるようにし、児童との待ち合わせ場所、送迎ルートや利用者及び保護者が不在だった場合の対応等については、事前に区及び保護者と十分に協議することとする。ただし、公共交通機関及び徒歩での送迎に限り、児童が1名の場合、職員1名による送迎を可能とする。この場合の職員とは、区、対象児童・保護者及び運営法人による協議によって選ばれた者を指すものとする。児童を送迎した職員は、送迎が完了した際、その旨を支援施設職員に報告し、その内容を日報等に記録することとする。

(5) 支援の記録

受託者は、支援施設等において利用者支援を行った場合、職員の配置状況や利用者の参加状況、支援内容等について記録した「業務日報」を作成するとともに、利用者ごとに「支援記録簿」を作成し個々の支援内容を記録し、区の求めに応じ提出する。

また、職員の出勤と退勤の時刻及び利用者の来所と帰宅の時刻を「職員出退勤記録簿兼児童在籍簿」に記録する。記録様式については、区と受託者が協議して決める。

(6) 区及び関係機関との連絡調整

受託者は、区が開催する連絡会等へ出席し、事業運営に必要な事項（利用者への支援状況等を含む）について情報交換及び協議を行うほか、区関係各課や小・中学校等の関係機関と連絡調整を行う。

7 支援の実施日及び実施時間

(1) 生活支援の実施日は、週5日（国民の祝日に関する法律第2条に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く。）とする。開所日数は、原則、年間240日以上とする。

(2) 生活支援の実施時間は、次に掲げる時間とし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は終了時間を延長する場合は、センター長と運営法人が協議のうえ定めることとする。

ア 学校の授業の休業日以外の日（平日）は、1日あたり5時間を基本とし、学校の授業の終了後から原則18時以降とする。

イ 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）は、1日あたり8時間（原則10時から18時まで）と

する。

- (3) 受託者が行う家庭訪問等については、支援施設の実施日、実施時間以外に支援を行う場合は、あらかじめ区と協議の上、実施できるものとする。
- (4) 前(1)から(3)の規定に関わらず、災害発生等のやむを得ない事情により休業等をする必要があるとセンター長が認める場合は、実施日及び実施時間の変更並びに臨時に休業日を定めることができる。
- (5) 受託者は、センター長へ申し出ることで、(1)の実施日以外の休業日に事業を実施する場合、同月内に(1)で定めた実施日に振り替えて休業することができる。休業する場合は、利用者に休業日を明示し、承諾をもらわなければならない。

8 利用日数及び利用定員

利用者の利用日数は、原則として週2日とし、行事参加は含めないものとする。ただし、家庭や児童の状況から週3日以上の利用が望ましい場合や利用状況などから週3日以上の受入が可能な場合は、この限りではない。

また、1日の利用定員は概ね5名とする。ただし、実施時間の中で児童の入替えが可能な場合、イベントなどの実施のために多くの児童に機会を提供する目的がある場合については、この限りではない。

9 支援期間

利用者へ支援を行う期間は、個々の利用者に通知する旭区寄り添い型生活支援事業利用承認通知書（区要綱第11号様式）に記載した期間とする（原則、利用申込のあった年度の3月31日までとし、更新についても同様の扱いとする。）。

10 利用料

受託者は、本事業の実施にあたり、利用者から利用料等を徴収することはできない。ただし、あらかじめ区と協議し承認を得た場合は、実費相当分を利用者から徴収することができる。

＜利用者から徴収できる費用の例＞

- ・イベントの参加費や会場までの交通費
- ・学習に必要な教材費
- ・その他、支援に付随する費用で利用者に負担させることが適当と考えられる費用

11 事業の流れ

本事業の主な流れは、次の通りとする。

(1) 利用促進の協力

受託者は、区が行う利用促進に協力し、対象者及び関係者が支援施設や送迎方法の見学を希望した場合の対応を行う。対象者の見学の場合、区の職員が同行する。

(2) 利用申込受付及び決定

対象者のうち、利用を希望する者は旭区寄り添い型生活支援事業利用申込書（区要綱第10号様式）（以下「利用申込書」という。）をセンター長に提出する。センター長は、利用申込書をもとに利用の可否を決定する。結果については、区から対象者に対して旭区寄り添い型生活支援事業利用承認通知書（区要綱第11号様式）又は旭区寄り添い型生活支援事業利用不承認通知書

(区要綱第12号様式)により通知する。なお、利用の承認を取り消すときは、センター長から利用者に対して旭区寄り添い型生活支援事業利用承認取消通知書（区要綱第13号様式）により通知し、写しを受託者に送付する。

(3) 送迎申込受付及び決定

利用承認通知書にて利用を承認された対象者のうち、送迎の実施を希望する対象者は、旭区寄り添い型生活支援事業送迎利用申込書（区要綱第14号様式）をセンター長に提出する。センター長は、旭区寄り添い型生活支援事業送迎利用申込書（区要綱第14号様式）をもとに利用の可否を決定する。結果については、区から対象者に対して旭区寄り添い型生活支援事業送迎利用に関する通知書（区要綱第15号様式）により通知する。

(4) 支援の開始

センター長は、利用を承認した対象者の利用承認通知書及び旭区寄り添い型生活支援事業送迎利用に関する通知書（区要綱第15号様式）の写しを速やかに受託者に送付する。利用申込書の内容に変更があった場合、すみやかに受託者に情報共有を行う。区は、支援に必要な利用者情報を利用者の同意を得て受託者に提供するのと併せて、支援方針等も提供する。受託者は、その内容をもって支援計画を作成し、利用者に対する支援を開始する。

(5) 支援内容の記録及び評価

受託者は利用者支援を行った場合、職員の配置状況や利用者の参加状況、支援内容等について記録した「業務日報」を作成するとともに、利用者ごとに「支援記録簿」を作成し個々の支援内容を記録する。利用者を送迎した職員は、送迎が完了した旨を支援施設職員に報告し、その内容を旭区寄り添い型生活支援事業送迎日報（区要綱第16号様式）に記録する。そのほか、職員の出勤と退勤の時刻及び利用者の来所と帰宅の時刻を記録する。

(6) アンケートの実施

効果検証に用いるため、受託者は、区が依頼する「事業者アンケート（運営法人職員が利用者について回答）」及び「利用者アンケート（利用者本人が回答）」を定期的に実施し、区に提出する。アンケート、「支援記録簿」及び「実績報告」等を用いて、区、受託者及び関係機関が協議し、年度末に利用者ごとの支援状況の評価を実施する。

(7) 実績報告

受託者は、「寄り添い型生活支援事業利用状況報告書」により、当該実績月の翌月10日までに区に報告する。なお、受託者はこの契約の履行の全部が完了したときは、履行完了の報告をしなければならない。完了報告は、事業実施の実績報告に加えて、事業に係る収支報告を含むものとする。

12 安全管理

- (1) 受託者は、日常、危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう、関係機関との連携に努めなければならない。
- (2) 事件、事故及び災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を年2回以上実施しなければならない。
- (3) (2)の訓練の実施結果について、旭区寄り添い型生活支援事業訓練実施結果報告書（区要綱第6号様式）をセンター長に提出する。
- (4) 市内に震度5強以上の地震が発生した場合は、旭区寄り添い型生活支援事業被害状況報告書（区要綱第7号様式）をセンター長に提出する。閉所している時間帯に発生した場合は、翌開所日に報

告する。

- (5) 受託者は、事故発生時や不測の事態が生じた場合等に速やかに区と連絡が取れるよう、区と受託者の緊急連絡先（区福祉保健センターの勤務時間外であっても連絡が取れる電話番号等）を記した緊急連絡網を用意しなければならない。
- (6) 受託者は、施設等において事故等が発生した場合、速やかに旭区寄り添い型生活支援事業事故報告書（区要綱第5号様式）により、センター長へ報告しなければならない。ただし、次のアからオに該当する事案については、速やかに電話で報告し、旭区寄り添い型生活支援事業事故報告書（区要綱第5号様式）は事案発生当日に提出するものとする。区の勤務時間外に発生した場合は、事前に用意した緊急連絡網により区に報告する。
 - ア 児童の死亡事故、児童の生命にかかる交通事故
 - イ 児童が危険な状態となる事案（児童の見失い事案、児童が行方不明により警察による捜索が行われている事案、車両への置き去り事案、集団食中毒事案、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故など）
 - ウ 職員による児童への虐待、性的暴力事案（疑いも含む）
 - エ 児童に後遺障害が残る（可能性のある）事案
 - オ 事案の関係者が逮捕・書類送検される案件（可能性含む）や報道機関等が動いている事案
- (7) 受託者は、支援実施上の瑕疵により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、自らの責任においてその損害を賠償すること。そのために、必要な範囲で傷害保険等の損害保険に加入すること。
- (8) 性被害防止対策として、加害を防止する取り組みや教育啓発の実施に努めなければならない。

13 情報の取扱いに関する事項

(1) 個人情報保護の措置

受託者は、この事業を実施するための個人情報の取扱いについては、本市の「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

(2) 電子計算機により情報を取り扱う場合の措置

受託者は、業務の遂行にあたり電子計算機により情報を取り扱う際には、本市の電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の規定を遵守しなければならない。

(3) 本事業に従事する職員の責務

本事業に従事する職員は、業務を行うにあたり、利用者に関して職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務を行わなくなった後においても同様とする。

14 施設、設備、備品類の管理

- (1) 受託者が委託料により購入した物品の所有権は、区に帰属するものとする。また、これらの物品は、横浜市物品規則に基づき、管理を行うこと。受託者が委託料により購入した物品のうち、その性質又は形状を変えることなく、1年以上にわたり使用できる10万円以上の物品は、台帳を整備しラベル等により注意をもって管理すること。それ以外の物品については、証書類の保管をもって帳簿の記載に代えることとする。
- (2) 受託者は委託料により整備した設備、購入した備品や物品の一切を本事業のみに使用するものとし、他の事業もしくは用途に使用してはならない。また、受託者が変更となる場合には、当該物品等は次の事業者に適切に引き継ぐものとする。

- (3) 受託者は、遊具等の備品は、特に衛生保持に努めるととともに、常に破損の有無を確認し、必要があれば受託者が修繕し、または廃棄すること。
- (4) 利用者による破損又は滅失に係る1件10万円未満の軽微な修繕等については、受託者が業務の範囲内で行う。当該金額を超える修繕となる場合、又は明らかに利用者の故意又は重大な過失に基づく破損で、利用者に対し損害賠償すべきと判断される場合には、区と受託者で協議する。
- (5) 実施施設の衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。事業実施上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施すること。省エネルギーを心掛け、省資源及び廃棄物減量の観点から横浜市一般廃棄物処理基本計画に合致するよう努めるなど、環境への負荷の低減に努めること。

15 その他

- (1) 受託者は、事業実施にあたっては、関係法令、要綱及び委託契約書等を遵守すること。受託者がそれらを遵守せず、その運営に適性を欠く場合には、区は受託者に対し、必要な指導を行うことができる。指導を受けた受託者は、指導に対する改善報告を行わなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務の全部、又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 受託者は、職員に対し業務の実施に必要な研修（個人情報取扱特記事項に記載する研修、児童虐待防止や利用者への性被害・性暴力対策にかかる研修、養育環境に課題があり支援を要する世帯の児童及びその保護者の支援に関する研修、防災等危機管理対応に関する研修等）を実施しなければならない。
- (4) こども青少年局青少年育成課が主催する研修を受講しなければならない（全ての研修に1名以上出席しなければならない。統括責任者は周知を行い、受講を希望するスタッフが参加できるように配慮しなければならない。）。
- (5) 受託者は、区が実施する委託業務の履行状況等を確認するための調査に協力しなければならない。
- (6) 賃料、電気料金、ガス料金、上下水道料金、電話料金、インターネットプロバイダ料金等は受託者がそれぞれの契約の相手方に支払うこと。また、これらの契約に基づく支払い債務について、履行遅延、不履行をしないこと。
- (7) 事業に関する書類（利用者に係る書類を含む）は、利用者の利用期間中は適切に保管するものとし、次年度も継続して受託する場合を除き、委託期間終了時に区に引き渡すものとする。
- (8) 本事業の受託者が変更となった場合は、利用者の支援内容や状態、本事業の関係書類などについて、次の受託者に速やかに引継ぎをしなければならない。
- (9) 受託者は、職員に必要な健康診断等を行い、利用者等の健康を害さないよう努めること。
- (10) 本資料に定めのない事項については、区との協議により決定する。